



特定自主検査業務点検表 [検査業者用]

B P - Y C - 0 2 - B

検査業者名				点検年月日	年 月 日
登録番号	第 号	区分	本社・検査事務所	点検責任者 職氏名	
検査事務所名				点検者 職氏名	

「*」のある項目は法令・通達にて定められた項目。判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、検査員の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入すること。

区分	No.	項目	判定	備考																		
体制 組織・管理	1	本社において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している																				
	2	検査事務所毎の検査員は指名され、配置状況が管理されている																				
	3	検査事務所に対する内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している																				
	4	本社の内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している																				
	5	検査事務所における検査実施状況を把握している																				
	6	各検査事務所において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している																				
	7	* 特定自主検査実施状況報告書を労働局長（大臣登録検査業者にあっては厚生労働大臣）に提出している（4月1日～翌3月31日の状況について、4月30日迄に報告している。）																				
教育	8	教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査員毎に管理している <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">教育内容</td> <td style="width: 10%;">判定</td> <td style="width: 60%;">研修・教育</td> </tr> <tr> <td>社内</td> <td></td> <td>* 検査業者検査員資格取得研修</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td></td> <td>* 能力向上教育</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>実務研修</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>安全教育</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>管理者セミナー</td> </tr> </table>	教育内容	判定	研修・教育	社内		* 検査業者検査員資格取得研修	・その他		* 能力向上教育			実務研修			安全教育			管理者セミナー		
	教育内容	判定	研修・教育																			
	社内		* 検査業者検査員資格取得研修																			
	・その他		* 能力向上教育																			
			実務研修																			
			安全教育																			
			管理者セミナー																			
	9	最新の検査業者登録証写しを依頼者に見やすい場所に掲示している																				
10	* 検査業者の氏名若しくは名称又は住所、代表者の氏名、特定自主検査を行うことができる機械等に変更はない																					
11	検査料金を見やすい場所に掲示している																					
12	検査業者銘板を見やすい場所に掲示している																					
13	検査員を一覧表等にして掲示し明確にしている																					
検査員	14	検査員名簿を備えている																				
	15	* 機械等の種類ごとに有資格者が2人以上いる フォークリフト 不整地運搬車 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用） 車両系建設機械（基礎工事用） 車両系建設機械（締固め用） 車両系建設機械（コンクリート打設用） 高所作業車	登録の有無	人数	判定																	
	16	検査員の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している																				
	17	過去3年間の検査員の資格証の写しをファイルしている																				
	18	検査資格者を明確にするために検査員標識（ワッペン、腕章等）を装着している																				
	業務規程	19	業務規程を検査事務所に備え、関係者に周知している																			
		20	* 業務規程に定めた下記事項に基づき業務を行い、業務規程と実際の業務に相違がない ・各検査事務所（統括責任者、所在地・電話番号・郵便番号）																			
21		・特定自主検査を行うことができる機械等の種類																				
22		・検査料の額及び収納方法に関する事項																				
23		・特定自主検査記録表（検査結果証明証）の発行に関する事項																				
24		・特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項																				
25		・休日、営業時間、検査場所																				
26		・出張検査の要領																				
27		・検査済標章の発行及び管理																				
28		・記録表（検査結果証明証）、検査済標章の再発行																				
29		・業務規程の変更を行った際、業務規程変更報告を労働局長（大臣登録検査業者にあっては厚生労働大臣）に報告している																				

区分	No.	項目	判定	備考
検査機器	31	検査機器台帳を備えている		
	32	* 検査機器は1台以上保有し、検査員の人数に対して適正である		
	33	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある		
		台数 判定 整備状況	台数 判定 整備状況	
		①圧力計 ティヤーゼル用 (コン'レッショングージ) ガソリン用	⑤油圧計	
		②回転計	⑥電圧計	
		③シックネスゲージ	⑦電流計	
		④ノズルテスター	⑧探傷器(又はガーチェック等)	
			⑨磨耗ゲージ	
検査済標章	34	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている		
	35	標章受払い簿を備えている		
	36	標章の貼付位置は適切である		
	37	標章受払簿の残数と現物が一致している		
	38	標章はロッカ一等施錠設備のある箇所に保管している		
	39	年末残数の廃棄処理を適切に行っている		
標章受払簿	40	標章の受払は適正に記載されている		
	41	受入数、払出数、残数に差がない		
	42	月ごと(週ごと)等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
	43	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
	44	* 3年間保存している		
特定自主検査台帳・検査料収納簿	45	証明書発行番号、標章番号等、系統的に記載されている		
	46	記載事項に漏れがない		
	47	標章払出後、長期間未記載(仕掛け)のものがない		
	48	検査記録表、標章を再発行した場合、再発行年月日を適用欄に記載されている		
	49	再発行の場合、再発行受領書を受領している		
	50	検査料金は業務規程どおりである		
	51	一人一日あたりの検査台数は適正である		
	52	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
	53	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
	54	* 3年間保存している		
	55	特定自主検査記録表(検査結果証明書)の控は月別、証明書発行番号順等、系統的にファイルされている		
	56	記載事項に漏れはない		
57	* 特定自主検査を受けた者の氏名・名称及び住所			
58	* メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号			
59	* 特定自主検査実施年月日			
60	* 特定自主検査を実施した者の氏名(有資格者である)が自署・押印している			
61	検査事務所責任者名が自署・押印している			
62	* 検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない			
63	該当しない箇所は「該当なし(-)」が記されている			
64	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している			
65	* 補修等が必要と認められる場合、検査依頼者への連絡等措置の状況を記載している			
66	安全に係る重要な未補修事項がある場合は事業者が補修してから標章を貼付するよう に要請している			
67	記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書と一緒にファイルしている			
68	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している			
69	* 3年間保存している			
70	作業日報と記録表(検査結果証明証)で検査員および検査日が一致している			
71	3年間保存している			
総合判定				

点検後、この点検表と改善結果は関係帳簿等と一緒に3年間保管して下さい。

© 2013 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会